

注記：本論考は日本国際問題研究所領土・歴史センター歴史系検討会（国際政治史検討会／東アジア史検討会）委員の見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

在韓被爆者救護をめぐる日韓交渉：1960s~70s

—問題の「発見」から日韓間の合意成立まで—

小林聡明

（日本大学）

はじめに

現在、広島・平和記念公園内には「強制労働等により広島で被爆した同胞の慰霊と、再び原爆の惨事を繰り返さないこと」（広島市ウェブサイト）¹を願う韓国人原爆犠牲者慰霊碑が立っている。慰霊碑は、1970年4月に公園の敷地外で建立されたが、1999年7月に「広島市と関係者との協議」によって公園内に移設された。建立の経緯と移設には、南北分断という厳しい対立状況を背景にした在日本大韓国民団（民団）と在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）の葛藤と、その歴史的展開が織り込まれている。

ここで注目したいことは、慰霊対象となっている朝鮮半島出身者（日本「内地」生まれも含む）の規模である。いったいどのくらいの朝鮮半島出身者が投下された原爆によって死亡したのか。また、どのくらいの人々が、1945年8月以降、大韓民国（韓国）や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に渡ったのか。あるいは、日本に残留したのだろうか。

2018年8月、韓国政府は、韓国で暮らす被爆者の実態調査を実施した。それ以前には大韓赤十字社など民間団体による調査が行われていたが、政府による調査は、これが初めてのことであった。だが、上記の問いには、いまだ答えが見つかっていない。

『中国新聞』（2019年12月4日付）は、1979年に広島、長崎両市が刊行した『広島・長崎の原爆災害』（岩波書店）では、広島市で2万5000人から2万8000人の朝鮮人が被爆し、5000～8000人の範囲で死亡したとの記述が見られるとしつつも、「犠牲者が多かったのは間違いないが、どれも確固とした根拠に基づく数字とまでは言えない」との原爆資料館のコメントを紹介し、同館では具体的な推計値を示していないと報じた²。さらに2020年6月には、広島で投下された原爆によって1945年末までに死亡した朝鮮半島出身者の一部が、広島市の死没者調査から漏れている可能性が指摘されている³。

朝鮮半島出身被爆者の実態は、いまだ十分に明らかになっていない。日韓双方の社会に広がる朝鮮半島出身被爆者に対する無関心や在韓被爆者（韓国に帰国した被爆者）に向けられた韓国社会での差別が、少なくとも被爆者の実態解明を妨げる要因になっていたことは明らかであった。

2000年代半ば以降、韓国では在韓被爆者への関心が高まり始めた。2005年、盧武鉉政権は、日韓請求権協定には徴用工問題は含まれるが、3つの問題（元慰安婦、サハリン残留韓国人、在韓被爆者）は、協定の枠外であるとする見解を表明した。2011年8月、韓国憲法裁判所は、在韓被爆者が対日賠償請求権を有するとし、それについて韓国政府が日本政府と交渉し、解決しようとししないのは不作為であり、違憲との決定を行った⁴。2年後の2013年8月、在韓被爆者らは、憲法裁の決定以後、韓国政府が何の措置もとっていないとして、政府を相手取った初めての損害賠償請求訴訟をソウル中央地裁におこした。これを皮切りに在韓被爆者による訴訟は相次いだ。いずれも原告敗訴で終わっている。

2016年5月に成立した「韓国人原爆被害者支援特別法」は、「1945年8月6日の広島と1945年8月9日の長崎に投下された原子爆弾により、被害を受けた韓国人被害者に対する実態を調査し、医療に対する実質的な支援を行うことで、彼ら・彼女らに対する生存権を保障し、人間らしい生を営むようにすることを目的」

に制定・施行された。同法に基づき「韓国人原子爆弾被害者支援委員会」が、保健福祉部（省）長官（大臣）のもとに設置され、在韓被爆者の実態調査と彼ら・彼女らへの支援を所管した。先述した韓国政府による初めての在韓被爆者実態調査は、同法の制定・施行が契機となって実施された。

在韓被爆者に対する韓国での関心の高まりは、2000年代半ば以降に見られた。だが、実際には1960年代から韓国では在韓被爆者自身が声を上げ、先述したように一部の民間団体による調査が行われていた。70年代に入るところには日本の市民団体が在韓被爆者支援を開始し、医療活動などを行っていた⁵。在韓被爆者への関心が、日韓いずれの社会でも高まらないなか、在韓被爆者に関する研究は行われており、いまだ実態解明が十分でないとしても、少なくない研究の蓄積を見ることができる⁶。

これらの研究には、いくつかの方向を見ることができる。第一に、朝鮮半島出身被爆者の実態研究である。その多くが、文献研究のみならず、被爆者本人や支援者らの証言や記憶、インタビューなどフィールドワークの手法も駆使して実態解明を目指すものとなっている。そこには大韓赤十字社や日本弁護士連合会などによる現地調査のほか、ジャーナリストによるルポや記事なども含まれている⁷。第二に、在韓被爆者の実態を踏まえ、その支援のあり方や、日本の国家としての責任を論じる研究である。ここでは、日本や北朝鮮で暮らす朝鮮半島出身被爆者の存在に光をあてることの重要性を提起し、戦後補償や歴史認識、差別などの観点から論じる研究も含まれる⁸。第三に、在韓被爆者をめぐる日韓交渉に焦点をあてた研究である。これらの研究では韓国の外交文書が分析史料として用いられており、本稿に直接かかわるものとして金丞垠や太田修の研究が挙げられる。

金丞垠は、日韓国交正常化直後から1980年に渡日治療が開始されるまでの時期に焦点をあて、在韓被爆者をめぐる日韓交渉について分析した。金は、いくつもの重要な点を指摘した。第一に、在韓被爆者が長い期間、忘れられてきた理由として、①日本社会が朝鮮人被爆者から目を背けてきたこと、②韓国政府が自国民を放置してきたこと、③原爆後遺症に対する無知によってあらわれた社会的偏見を挙げていた。第二に、在韓被爆者問題をめぐる韓国政府の初期の立場についてである。金は、①韓国政府が日韓請求権協定の締結によって在韓被爆者問題を解決済みとする日本政府の立場と一致していたこと、②在韓被爆者への人道的な支援を日本に要請する韓国政府の姿勢が消極的であったこと、③日本の最高裁で孫振斗裁判に勝訴判決がでたことで、韓国政府が、在韓被爆者問題は日韓請求権協定で解決済みとする立場を変更させたことを明らかにした。

太田の研究は、日本の植民地支配・戦争責任という側面から在韓被爆者問題をめぐる日韓交渉を分析している⁹。これらは韓国外交文書を用いた先駆的な研究として重要な意義を有しているものの、韓国外務部内部の動きや日韓交渉の詳細な状況については、さらに解明を進める必要性も浮き彫りにしている。

本稿は、韓国外交文書を活用し、在韓被爆者救護をめぐる日韓交渉の展開を描き出し、そこにたまたみ込まれた意味を抽出しようとするものである。ここでは、在韓被爆者問題が問題として「発見」された1960年代後半から、在韓被爆者救護をめぐる措置について日韓両政府間で合意にいたった1979年11月までを分析対象期間とする。それは、すでに金の研究でも分析が試みられているが、先行研究に対する「積み上げ」として、本稿は、可能な限り日韓外交当局者や政治家の間で行われた生々しいやり取りを再現し、当時の雰囲気を示そうとする。それは日韓関係の歴史的構造の一端を照らしだし、今後の日韓関係を論じるための手がかりを探るものとなる。ここに本稿の目的が置かれている。

1. 在韓被爆者問題の浮上

(1) 声をあげる被爆者／「発見」される問題

外務部が、在韓被爆者に対する具体的な関心を示し始めたのは、1960年代後半になってからであった。

背景には1960年代初めから半ばにかけて在韓被爆者に向けられた社会的関心の広がりがあった。韓国メディアは、在韓被爆者に関する記事を掲載しはじめ、韓国原子力院放射線医学研究所や大韓赤十字社、保健所、道立病院などの公的機関による在韓被爆者支援に向けた具体的な取組みが開始された¹⁰。それは在韓被爆者を「発見」する試みとも言えるものであった。だが、在韓被爆者の存在は、1960年代に入るまで韓国社会で知られていなかったのだろうか。

太田修は、『東亜日報』や『韓国日報』などの報道を挙げ、韓国で在韓被爆者の存在が公の場で語られ始めるのは1950年代末であると指摘する¹¹。このことは、韓国人（朝鮮人）の被爆が、韓国社会で知られていなかったことを意味しない。実際、1945年8月の広島への原爆投下直後から、被害状況は新聞メディアを通じて南朝鮮にもたらされていた。8月9日、『京城日報』は朝鮮王朝の皇族である李鍋が被爆し、死亡したことをトップで報じた¹²。さらにソウル新聞社が発行していた総合誌『新天地』（1950年1月号）は、特集「原子力問題」を組み、韓国人被爆者の悲惨な体験を記した手記を掲載した。そこでは原爆投下直後の残酷な模様と放射能への恐怖が綴られていた¹³。『新天地』は、韓国文化界に多大な影響を及ぼし、知識層から大きな反響を得ていた月刊誌であった¹⁴。たしかに韓国人被爆者の存在は、1950年代末まで公に語られることはなかったかもしれないが、人々はその存在を知らなかったわけではないだろう。このように語られなかった背景には、被爆者に対する社会的な偏見のほか、韓国社会に広がりを見せていた原子力への欲望や期待があった。それは、朝鮮戦争中に極大化する北朝鮮に対峙するための巨大な力としての原子力への欲望であり、経済復興のための夢のエネルギーとしての原子力への期待であった。偏見や欲望、期待が入り交じりながら、韓国人被爆者の存在が不可視化されていったと言える¹⁵。

1960年代に入り、公共機関やマスコミの協力を受けながら、韓国人被爆者を可視化させる試みが開始された。1967年1月27日に韓国原爆被害者援護協会（のちに韓国原爆被害者協会に改称。以下、被害者協会）が設立され、同年7月10日に正式に認可された。設立時に被害者協会に登録された在韓被爆者は1600人ほどであった。この頃、外務部は6万人の韓国人が広島で被爆し、うち約4万人が死亡、生存者2万人のうち、8千人が帰国したとみていた。一方、「長崎の場合においては統計が作成されていない」とし、長崎での韓国人被爆者数は把握できていなかった¹⁶。

被害者協会の設立には、被爆者ではなかった裴斗煥が、愛他的な動機から主導的な役割を果たした。当初の運営資金も彼個人の私財から捻出された¹⁷。設立の背景には、韓国内務部治安局の指導があり、朴正熙政権の関与も可能性として指摘されている¹⁸。被害者協会の設立が、被爆者の自発的な動きの結果であったのか、あるいは政府の指導で行われたのかにかかわらず、少なくとも外務部では、被害者協会が被爆者の治療や生活援助を求めており、医療や療養、リハビリのための被爆者センターの設置を目指していると考えられた。

被害者協会の設立によって被爆者の救護を求める声が高まるなか、外務部は被爆者の要請に対応すべく関係機関と接触し、検討作業を行った。1967年10月、外務部は青瓦台に被爆者緊急救護対策に関する嘆願書を提出した。国会の保健社会部（以下、保社部とする）分科委員会に対しては、日本の原爆医療法のような特別法の制定を求める請願書の提出が予定された。保社部には被爆者の救護を要請したが、生活保護法に関係条項がないこと、治療や援護の対象となる者が膨大な数に及んでおり、原爆被害者だけを特別に救済することはできないとの反応が返ってきた。大韓赤十字社は、施設に制限があり、無料治療は困難であるとしながらも、被爆者を「収容所や療養所などに集められるなら、ある程度の生計支援（衣料、寝具の提供）は可能である」との見解を示した。原子力発電を推進していた原子力院は、外務部からの問い合わせに対して、「放射能関係の診療所があるが、有料の患者だけを対象にしている」と返答した¹⁹。

先述したように在韓被爆者への関心が広がり、政府関係機関も具体的な取組みに動き出しているかのように見えた。だが、上記の反応が示しているように、外務部以外の機関は、在韓被爆者に対しておしなべて冷淡であり、被爆者救護への積極的な姿勢は見られなかった。

(2) 対応を迫られる日韓外交当局

1967年11月4日、被害者協会は救護を求めて在韓日本大使館に抗議活動を実施した。これをきっかけに大使館は被害者協会側との接触を開始し、同館の三谷静夫参事官が対応した²⁰。被爆者側は「韓日協定締結交渉時、対象者救護問題が取り扱われなかったことを奇妙に思う」とし、「韓国政府では、対象者らが「疲れて」抗議ないし問題提起できなかつた関係上、知らなくて、そうなつたかもしれないと見ているが、問題の重要性を知っている日本政府が、本問題を取り扱うことがなく、そのまま乗り切つたことを理解できない」と主張した²¹。これに対して、韓国側の史料によれば、三谷は「韓日協定の「民間補償金」に含まれている」と応じたという²²。実際に大使館側が「民間補償金」という用語を用いたかは不明であるが、少なくとも被害者協会が設立された段階で、日韓請求権協定を通じて在韓被爆者に対する賠償がなされたとの見解が伝えられていた。それは、日本政府が在韓被爆者に対して何ら法的義務を有していないとの立場を明確にするものであった。

1968年2月29日、三谷は外務部との協議に臨んだ。この時点で、外務部は、私費での渡日治療を望む者が3、4名、日本にいる親戚の援助による渡日治療を望む者が30名程度いることを掴んでいた。彼ら・彼女らの渡日問題が協議の主題であった。協議では三谷から同問題は「あくまで民間ベースで扱うのが良い」との見解が示され、外務部も「民間救援運動を展開する用意がある」と応じた²³。日韓の外交当局はともに政府レベルではなく、民間レベルで被爆者救護を行う方針で一致していた。

日本では在韓被爆者を支援する動きがメディアや市民のなかに広がっていた。中国新聞編集部長であり、のちに広島市長となる平岡敬は、在韓被爆者問題を継続的に取材してきた記者としてよく知られている人物である。外務部は、平岡が在韓被爆者の悲惨な実情を直接、見聞きした記者であり、誠意ある措置を取るべきとして強力に追及し、日本大使館の活動に刺激を与えたと分析していた²⁴。

中国新聞に続き、朝日新聞や毎日新聞などの他紙でも在韓被爆者報道が見られるようになった。そこでは在韓被爆者が生活苦にあえぐ状況が伝えられたほか、日本や韓国のいずれにおいても十分な治療を受けることができない現状や韓国政府による救護も進まないことが報じられていた²⁵。

日本の市民による在韓被爆者を支援する活動も見られた。『朝日新聞』は、被害者協会が設立され、日韓両政府に被爆者の救済を強く要望し始めたとのニュースを、「教室で先生から聞いた広島市の女子高校生が、生徒会でカンパしあい、集った86ドルを「どうかお役にたててください」と被害者協会に送ったことを報じていた²⁶。韓国外交文書によれば1968年3月の時点で、在韓被爆者支援のために集まった日本人の募金額は、「在韓日本人有志」から15万円、「ソウル駐在日本人記者有志」から1万3000円、「広島女学院」や「広島基督教婦人会」から86ドルとなっており、これらは在韓被爆者のうち急病者を治療する目的で使用されたという²⁷。日本社会には、在韓被爆者を支援しようとする自発的な動きが広がっており、外務部は、このことを十分に把握していた。

1968年3月8日、外務部東北アジア課内では韓国人被爆者救護の一環として、慰霊祭などを実施する構想が持ち上がっていた。それは「予算が認められれば、今年の8月6日に犠牲者4万名のための合同慰霊祭ないし鎮魂祭をソウルで開き、原爆展示会を開催する」というものであった。注目すべきは、「趣旨」であった。東北アジア課は、慰霊祭の趣旨について、「日本などの左翼系の、それとは異なり、自由陣営の核兵器禁止のためのものではなく、近隣国である中共が、核兵器を発展させていることに対して、国民の警戒心を高めることにある」と説明していた²⁸。それは、在韓被爆者救護に政治的な文脈を織り込み、冷戦という時代状況を反映させようとする外務部の意図と目的を浮き彫りにするものであった。

3月9日、外務部東北アジア課は、日本大使館との協議などを踏まえ、外務部として行い得る在韓被爆者の救護措置について整理した文書（以下、「3月9日文書」とする）を作成した。それは、在韓被爆者問題に関する外務部の初期対応の指針となっていた²⁹。以下、同文書の内容から在韓被爆者問題に対する外務部

の認識と政策的な方向について見ていきたい。

(3) 解消されない不満

外務部は、当初から民間レベルで在韓被爆者問題に対応すべきとの姿勢を明確にしていたが、そこには同問題は、そもそも日韓請求権協定で法律論上、解決済みとの考えがあった。「3月9日文書」は、「被害者のうち、学徒兵ないし被徴用者に対しては、対日補償問題を、とりあえず考慮できるが、これは請求権協定で終結したことで、法的に日本政府に提起する余地はないと考える」とし、「【韓国：著者注】政府の彼らに対する補償問題は国内問題」とする外務部の立場を明示していた。在韓被爆者問題は、あくまで韓国の「国内問題」として把握されていた。

これを踏まえ、外務部は次のような措置を取るものとした。第一に、在韓日本大使館に対する措置として「日本大使館の活動に対する関心表明（半非公式に）」および「在日僑胞被害者に対する日本政府の保護対策に対する関心表明」を行うことであった。第二に、駐日韓国大使館に対する措置であった。それは、「関係面談記録など参考事項の通報」や「在日僑胞被害者らに対する日本側の救援状況に関する情報収集」、「ABCC（原爆傷害調査委員会）の性格、日本での活動に対する情報収集指示」から構成されていた。第三に、駐米韓国大使館への措置である。まず「ABCCの韓国内での活動可能性の打診（非公式に）」を行い、「慰霊祭、原爆展示会の開催計画に対する非公式意見の交換」を実施することであった。外務部は、在韓被爆者問題について、あくまで国内問題との立場から駐日韓国大使館と協力し、対日、対米関係のなかで解決を試みようとしていた。

日本との関係においては、医療協力などに関する交渉が進められた。1968年4月17日、三谷と外務部の申ドゥンウォン東北アジア課長は、在韓被爆者問題に関する意見交換を行った。三谷は「木村大使の指示および後援のもとに、この問題に関して、本国の外務省側に協力を要請したが、最近、外務省から医療協力の形式ならば、考慮できるとの非公式な通報を受けた」と述べた。続けて「医療協力は韓国内の被害者に対する施療ではなく、原爆関係の専門医が韓国に珍しいという事実を鑑みて韓国の専門医の養成のための技術協力である」と説明した。

医療協力の準備状況にも言及された。三谷は、「医療協力の第一段階」として広島大学の清水博士を6月ごろに訪韓させ、実情を調査しようと考えており、「その経費は外務省の機密費から支出するよう、現在、本国政府に上申中である」ことを明かした。これに対して、申は「現在、日本に居住する韓人原爆被害者と韓国にいる原爆被害者とは徴用または徴兵など被害を受けるようになった背景にいずれにせよ違いがないことに鑑みて、日本政府が在日韓人被害者に与える治療保護などの恵沢を在韓被爆者にも与えてくれるよう」措置の講究を要望した。あわせて「医療協力も専門医の養成に限らず、施療問題まで含んだ計画」の立案を日本側に促した³⁰。日韓間で医療協力の実施には合意を見ていたが、その中身については両者で開きが見られた。

1968年8月6日、韓国で初めてとなる原爆被害者のための慰霊祭が、ソウルの曹溪寺で行われた³¹。韓国メディアは、相次いで慰霊祭について報じた。在韓被爆者の存在は忘却されていたとし、「独立した主権国家としてわが政府が日本との国交打開をする段階で、こうした特殊な犠牲者らへの日本側の補償獲得をおろそかにしてきた」と指摘された。また、日本の医療関係者が韓国を訪問し、実態把握に努めてきたことや、広島や長崎などで在韓被爆者のための募金運動が行われていることも報じられた。韓国のメディアには、在韓被爆者の存在を看過してきたことへ自省的な論調や彼ら・彼女らへの救護の必要性を提起する主張も見られた。そこには厳しい対日批判や要求はほとんど見られず、むしろ韓国への日本人専門医の派遣や日本での募金運動が言及されるなど好意的な報道が広がっていた³²。

被害者協会は、こうした日本国内の世論や韓国メディアの論調について、外務部長官が「十分に知恵を出

して思科された」結果であるとし、外務部の在韓被爆者問題への対応に一定の評価を示した。とはいえ、在韓被爆者問題に対する日韓両政府の対応は、被害者協会の不満を解消したわけではなかった。被害者協会は、8月23日付外務部長官宛『陳情書』で、在韓被爆者問題について「わが政府の微温的な態度」と「日本政府の無誠意な言動」が見られると指摘し、日韓閣僚会談で同問題を議題に取り上げ、真摯な討議を行うよう要請した。そこには、彼ら・彼女らの「人間の尊厳性を享有できる機会を準備してほしい」という願いが込められていた³³。

2. 在韓被爆者問題への本格的な対応開始

(1) 密航事件と日本の市民団体

外務部は、在韓被爆者問題を「問題」として発見しつつも、それへの対応は消極的なものにとどまっていた。だが、1960年代後半に発生した韓国人被爆者の密航事件は、「日本社会に在韓被爆者の存在を刻印させる重大な事件」³⁴となった。それは韓国や日本の外交当局に「民間ベース」ではなく、政府として在韓被爆者問題に対応する必要性を認識させ、具体的な動きを加速化させていく重要な契機となった。

1968年10月はじめ、釜山在住の韓国人被爆者である孫貴達(ソンキダツ)が、山口県萩市付近に密入国し、逮捕された(孫貴達事件)。孫は、日本で原爆症の治療を受けるために「密航」したと証言した。事件直後、韓国大使館は、すぐに外務省との接触を開始した。

日本メディアは、孫貴達事件を大きく報じ、在韓被爆者の存在がクローズアップされた。原水爆禁止日本協議会や山口原爆被害者福祉会館建設委員会などの市民団体が孫貴達を支援する運動を展開するなど、日本社会における在韓被爆者への関心が一気に増大した。

外務部は、募金活動など日本社会での在韓被爆者支援の動きを比較的好意的に捉えていたものの、孫の保釈申請などを行う市民団体の活動には警戒の目を向けていた。「日本の左傾団体である原水爆協会および左傾人士が当該人の無条件の釈放などを要求するなど積極的なアプローチを試みることで、彼らの宣伝目的に利用する動き」があると見ていたからであった³⁵。

1968年10月12日、金ユンヒ副領事が山口に派遣され、孫と面会した。金は弁護士の解任を強くすすめたところ、孫は「左翼系弁護士であることを知らず、彼らを選任したが、解任する」と述べた。駐下関領事は、緊急電文を通じ、自民党員の弁護士を新たに選任し、孫の従兄弟を身元引受人にすることを決定し、孫から同意も得られたことをソウルに報告した³⁶。外務部は、「左翼系人士」や「左翼系団体」への警戒から孫の支援にあたる日本人個人や団体に関する調査を行っており、韓国中央情報部(KCIA)とも情報共有が行われていた³⁷。10月14日、駐下関領事から長官宛の緊急電文が発出され、日本人弁護士2人の解任と新たな弁護士1人の選任が報告された。駐下関領事は、孫の保釈申請を行った弁護士がいずれも日本共産党の党员であり、保釈が認められれば、「左翼系団体の手」による保釈となり、そのことへの憂慮が、弁護士解任の理由であると説明した。

孫貴達事件は、外務部が在韓被爆者救護の観点から積極的に対応した事例であり、人道的な見地になっで行われたものであることは否定できない。だが、在韓被爆者救護に政治が持ち込まれ、南北分断を背景とした「左翼系」への警戒が、日本人にも向けられていたことは注目すべき点である。それは日本の(左翼系とみなした)市民団体と在韓被爆者の間に「分断ライン」を引くものであり、在韓被爆者救護の推進を制約する要因になっていた。

日本の市民団体「核兵器廃絶・平和建設国民会議」(以下、核禁会議とする)が、1970年10月に韓国で行った調査結果は、在韓被爆者救護が依然として進まない実態を浮き彫りにしていた。調査結果をまとめた『韓国原爆被害者調査報告』は、「韓国での被爆者対策活動は、現在のところ政府と世論の支持が薄いため、容

易でないものがある」とし、「労組のような強固な民主団体の協力を得ることが、被爆者対策活動にとって必要なことと痛感される」³⁸と記していた。また、現地調査では保社部を訪問し、張地方医政課長らと面談した。保社部では「かなり被爆者への関心も強く、被爆者救護を急務に感じているようではあった」が、「政府の当面の重要施策と関連する保健社会部の主要政策の対象に被爆者援護対策がはいっていないため、当局としてはどうしようもない」との説明がなされた³⁹。同報告は「韓国の場合、国家としての諸対策が皆無であるので、その悲惨さは日本における場合と比にならない」⁴⁰として、在韓被爆者救護の重要性が強調されていた。

韓国政府による在韓被爆者救護が不十分な状況のなか、日本政府はあくまで「民間ベース」で救護を行うとの立場を堅持し、積極的な救護とは距離を置く姿勢を見せていた。現地調査のために韓国を訪れた核禁会議関係者と面談した金山政英駐韓日本大使は、在韓被爆者への援助の必要性を認めつつも、「要は韓国政府の被爆者に対する姿勢のあり方が先決」と主張した。そのうえで「政府間の援助が容易でない現状では民間による人道的な援助の重要性」を強調し、「民間ベース」での在韓被爆者救護の立場をあらためて表明した⁴¹。

日韓両政府による在韓被爆者救護が不十分ななかで、それを補完していたのが日本の市民団体による支援であった。募金活動が引き続き行われたほか、被爆者救済日韓協議会による医療支援など具体的な救護活動が展開された⁴²。

1970年12月3日、釜山在住の韓国人被爆者であった孫振斗が、原爆症の治療のために日本に密入国を試み、逮捕された（孫振斗事件）。同事件は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（被爆者医療法、昭和32年法律41号）が、国籍条項を定めていないにもかかわらず、在韓被爆者が同法に基づく「被爆者健康手帳」の交付を受けられないという問題点を浮き彫りにするものであった。1971年10月5日、孫振斗は福岡地裁に「被爆者健康手帳」の交付却下処分取り消しを求める訴訟をおこした（孫振斗裁判）。以後、日本の市民団体による在韓被爆者支援活動は、「被爆者健康手帳」の交付を求める運動を中心に展開していった。

（2）韓国政府の対応

在韓被爆者への支援活動が活発に展開されるなか、被爆者自身や支援団体から日本政府に対する具体的な働きかけも行われた。1972年8月30日、被害者協会の辛泳洙会長は、三木武夫副総理に会い、要望書を手渡した。そこでは、①韓国人被爆者の被害補償、②外国人被爆者全体への原爆医療法の適用、③日本の被爆者団体による被爆者援護法の立法化運動への支持と立法化の実現、④韓国人被爆者福祉センター建設運動の側面支援、⑤外国人原爆被害者の実態調査が求められていた。こうした要望書の提出は、韓国人被爆者団体から直接、日本政府に被害補償などの要望が出された初めてのケースとなった。

辛は、三木との会見で、「韓国人被爆者の問題は、本来、韓国政府を通じ、日本政府へ出すのが筋」としつつも、「もう待てないのが現状」とし、政治的な解決と日本政府の配慮を要請した。被害者協会の要望は、当面の医療協力、厚生省による調査団派遣など現実的な対策の検討を求めるものであった。これに対し、三木は「韓国人被爆者の現状はよくわかった」と述べ、「厚生大臣にもただしたが、まだ具体的な対策について答えられる段階ではないので、総理にも意向を伝え、検討したい」と答えた⁴³。このとき三木は「責任を感じている」と答えたともいう⁴⁴。辛泳洙によれば、「佐藤首相のとき、何度か手紙をだしたのですが、ナシのつぶて」⁴⁵であったという。

在韓被爆者への対応は、田中角栄政権の発足によって変化の兆しを見せていた。1972年10月8日には市民団体「韓国の原爆被害者を救済する市民の会」の本吉義宏会長が、香川県観音寺市で大平正芳外相と面会し、韓国人被爆者の救援を求める要望書「田中総理に訴える」を手渡した。大平は、「韓国人被爆者だけでなく外国人被爆者全体を救済するために政府は特別立法措置をとる必要がある」と応じ、初めて外国人被爆

者に対する積極的な姿勢を明らかにした⁴⁶。

在韓被爆者問題をめぐる政治環境の変化を受け、日韓外交当局間での接触も本格化した。1972年11月7日、外務省北東アジア課の遠藤次席は、駐日韓国大使館の禹ムンギー等書記官を外務省に招致し、日本政府が韓国人被爆者に対して人道的見地から具体的措置を取るとの考えを伝えた。協議の席上、遠藤から韓国人被害者の日本政府に対する被害補償の請求権は日韓請求権協定によって一括処理されているため、韓国政府がまずイニシアティブをとって、日本政府に要請してくれば日本政府として action を取るのがよいとの見解が示された。そのうえで、在韓日本大使館による韓国人被爆者の実態調査について韓国政府に協力を要請するとともに、日本政府の負担による「韓国人医師の日本での被爆者治療研修」や「日本人専門医の韓国派遣治療」、「韓国人被爆者の渡日治療」の実施を検討していることが伝えられた。遠藤の説明に対して、外務部は、日本政府が韓国人被爆者に対する支援に積極的な態度を見せるようになったと捉え、在韓被爆者の状況がマスコミに知られ、辛と三木との会見や、市民団体会長の本吉による大平への陳情など日本の市民団体による在韓被爆者救護活動が、そうした態度を見せるようになった背景にあると分析した⁴⁷。

1972年11月9日、外務部アジア局東北アジア課は、遠藤から伝えられた日本政府の姿勢について、「韓日両国間の請求権問題が、1965年の日韓請求権協定の締結で一括妥結され、一方で韓国にいる原爆被害者に対する韓国政府の救護措置が現段階としては十分にできていないことを勘案し」、韓国政府として取るべき対応案を策定した。第一に、日本政府から提案された具体的な措置案を原則的に受け入れ、日本政府に適切な救護措置を要請すること。第二に、日本政府に対して、原爆被害者の実態把握および彼ら・彼女らの救護のための実効的な措置に関する関係部署（保社部）の意見を受け、協議の実施を日本政府に要請すること。第三に、両国による協議にしたがって、日本政府が直接、関与する救護措置に関しては、効率的な施行を確実にするために関係部署（保社部）が管掌、処理するようにすること。第四に、在韓日本大使館による韓国人原爆被害者の実態調査に関して、韓国政府として必要な協力を行うという4項目からなる対策案であった⁴⁸。

1972年12月、外務省が韓国政府を通じて被爆者の実態調査を始めたことが明らかになった。朝日新聞は、「日本政府が公式に外国人被爆者の実態調査に乗出したのは戦後27年、初めて」と報じた。そこでは「韓国人被爆者救済については日韓条約で一応清算済みになっている」が、「人道的見地から放置しておけないので、まず医療面での救済を考えていくことにした」とする外務省北東アジア課のコメントが紹介されていた⁴⁹。

1973年1月、外務部は、保社部と意見交換しながら韓国政府が取るべき対応についての検討作業を続け、次のような方針を策定した⁵⁰。第一に、日本側は韓国人被爆者支援への用意があることを示唆しているが、それを原則的に受け入れ、日本側の示唆にしたがって、韓国側から日本側に支援を要請する。要請は、駐日大使が外務大臣または外務省事務次官と面談する適切な機会に表明する。第二に、日本側が支援の具体的な内容として挙げている①韓国人医師の日本研修、②日本人医師の韓国派遣治療、③韓国人患者の日本での治療について、日本政府が支援可能なものを受け入れ、過重な支援を日本に要請しないこと。第三に、日本政府に対して韓国内での原爆治療施設の建設に対する支援を要請することに重きを置くことであった。保社部は「原爆被害者の治療などは韓国の医学水準でも十分なため、むしろ原爆被害者の福祉のための組織的な事業遂行のための財政的な支援が必要である」との意見を有していた。だが、外務部は、日本側にとって資金のみの支援要請は受け入れ難いであろうと見ていた。第三の方針は、保社部の主張に対して外務部の判断が押し切った形で策定された。こうした「形」は、第四の方針にも見られた。保社部は、原爆被害者の全国的な実態調査のための資金支援や被爆生存者および死亡者家族に対する生計支援や慰謝料支給などを日本側に提起すべきとの考えを有していた。だが、外務部は、在韓被爆者に対する韓国の福祉政策が具体化した段階で、日本側に具体的な事項を示し、支援要請を行うべきとする第四の方針を掲げることで、事実上、保社部の要求を見送った。第五に、韓国内の原爆治療施設の建設に対する支援は、日韓経済協力の範囲外のプロジェクトとして位置づけるというものであった。こうした方針を踏まえ、外交部はさっそく日本との交渉を開始した。

1973年2月21日、外務省北東アジア課にて在韓被爆者治療センター建設のための日韓実務者非公式会合が開催された。韓国側からはシム・タルソプ保社部医政課長と禹ムンギ駐日大使館政務課長が、日本側からは北東アジア課の遠藤次席および2名の事務官が協議に臨んだ。日本側は、次の3つの点に言及した。第一に、外務省としては日韓経済協力における無償援助として同センター建設事業の推進を希望しており、韓国政府が建設事業に関する具体的な計画を策定し、日韓閣僚会議で要請してほしい。第二に、事業規模を10億から20億円と仮定するとき、外務省アジア局の予算では、到底、承認できず、経済協力方式以外に方法はない。第三に、韓国側の資料収集に最善の協力を行うものとし、韓国側が望むならば、日本側の経費負担で資料収集のための韓国人専門家の訪日招聘も行うというものであった。

これに対して韓国側から3点が指摘された。第一に、建設事業を日韓間の既存の経済協力の範囲に含めることは、事業の意義を大きく損なうため、人道的な事業として推進することが望ましい。第二に、駐日大使がすでに外務大臣に建設事業について正式に要請しており、あらためて日韓閣僚会議で要請する必要はない。第三に、治療センターには特殊機材・施設が必要になるため、一般病院よりも多くの費用を要し、治療施設以外にもリハビリセンターと職業学校の併設を望んでいるとの3点であった。

日韓外交当局間では、被爆者治療のためのセンター建設について、経済協力の一環として行うのか、あるいは、人道的支援事業として行うのかをめぐって意見の相違が生じていた。意見の相違は、外務部と保社部の間にも見られ、とりわけ治療センター建設をめぐる顕著にあらわれていた。

1973年7月6日、保社部のシム・ダルソプ医政課長は外務部を訪れ、外務部東北アジア一課のオ・チェギ書記官と協議した。シムは、治療センター建設について、外務省の経済協力のなかの無償援助事業として行うものとし、今年度の日韓閣僚会議の議題に含めることを経済企画院に要請したと述べた。これに対して、オは治療センター建設問題について日韓間の政治的懸案問題の一つとして、一般の経済協力事業といっしょに扱い、優先順位を決める問題ではないと応じた。さらに同事業が早期に実施される保証はなく、今年度の日韓閣僚会議で無償援助事業として要請することは、韓国が要請を予定している他の無償援助事業と競合する結果を招き、得策ではないと指摘した⁵¹。

外務部と保社部の間には、治療センター建設をめぐる意見の相違が見られたものの、外務部は経済協力の枠外の事業として位置づける方針を堅持し、対日交渉に臨んだ。さらに交渉を行いながら、外務部は保社部と協力して治療センター建設を含む在韓被爆者救護対策の策定に着手していた。背景には、日本側から納得できる具体的な事業計画が要求されていたこと、そして、被害者協会から韓国政府に補償や治療などを求める要望が重ねて出されていたことがあった。さらに孫振斗裁判の判決は、こうした対策策定の動きをさらに加速化させた。

(3) 契機としての孫振斗裁判

1974年3月30日、福岡地裁は、被爆者健康手帳の交付却下処分を取り消しを命じ、原告勝訴の判決を言い渡した。翌年7月17日、福岡高裁での控訴審判決で原告は勝訴し、続く1978年3月30日には最高裁で原告勝訴が確定した。最高裁判決は、原爆医療法が、「実質的に国家補償的配慮が制度の根幹にある」とし、「被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではない（中略）不法入国者であっても、被爆者である以上は、原爆医療法の適用外とすべきではない」と指摘した。そのうえで「被上告人が被爆当時は日本国籍を有し、戦後平和条約の発効によって自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも首肯される」と述べた。最高裁判決は、事実上、日本政府に在韓被爆者への補償を求めるものとなった。

1972年9月の第6回日韓定期閣僚会議外相個別会談での提起や翌年1月の駐日大使から大平首相への要請などを通じて、日韓両国で在韓被爆者問題への対応が検討されてきた。孫振斗裁判の判決は、日韓両政府

に対して、さらに在韓被爆者救護を前に進めるための重要な契機となった。

1978年4月、外務部主幹で保社部、経済企画院、科学技術処、KCIAによる関係部署対策会議が開催された。在韓被爆者問題は保社部を幹事として推進し、外務部による対日交渉の実施が合意された。同年6月、保社部によって被爆者救護対策案が作成され、外務部が日本側に提示した。日本側は、さらに具体的な案を提示するよう求め、日韓協議が続けられた⁵²。

1979年4月2日、駐日大使館の李在春政務課長は、外務省を訪れ、北東アジア課の股野景親課長に対して、原爆被害者救護問題に関する韓国政府案を正式に提示した。それは、在韓被爆者救護のための具体的な案として、専門医の交換（研修員の渡日および専門家派韓）、患者の渡日治療、病院建設、自活対策の実施を求めるものであった。これに対して、股野は、厚生省など関係各省と協議後、結果を伝えるとしながらも、①提示された救護事業案では両国間の経費負担比率が過度に不均衡であること、②救護事業は、推進が容易なものから着手する、③専門医の相互交換および重症患者の渡日治療は今年中に可能かはわからない、④大規模な病院建設は、現段階では困難である、⑤実態調査事業は、人員や経費面から両国共同で行うとの考えが伝えられた⁵³。

外務省側の反応を受け、ソウルの外務部でただちに検討作業が開始された。5月1日、外務部は、駐日大使館に訓令を発し、日本側に次の内容を伝えるよう指示した⁵⁴。

- ・まず推進が容易なものから着手することに同意する
- ・専門医交換および患者の渡日治療は、今年中に施行されるよう日本側に協力を求める
- ・実態調査事業は、専門技術を必要としない部分において韓国側の負担で可能である
- ・救護事業は、特殊装備を持った大規模な病院建設が不可避であるだけでなく、同事業は、その性格上、日本側の無償援助で推進することに意義がある

5月7日、李在春は、再び股野との協議に臨み、訓令で示された4点について伝達した。股野は「外務省内で検討中であり、来週以降、公式コメントが可能」としたうえで、「現在、外務省内での焦点は協力の規模と、優先順位に関するものではなく、いかなる名分で行うことができるかという問題である」と応じた⁵⁵。「名分」の問題は、外務省にとって難題であった。股野は、きわめて非公式的な個人の感覚であるとの前提で、次のように韓国側に語っていた。

請求権の性格を帯びたものに関しては法律論上、日韓請求権協定ですべて解決されたことが、日本政府の基本立場であり、そうであるならば、何の理由で無償協力を、いまさらしなければならぬのかという問題が、今後、国会やメディアで提起されないとはいえないため、外務省としても日本政府の現在までの基本立場（法律論）を、そのまま維持しながら、協力できる名分を見つけねばならないことに苦心している。

韓国側の記録によれば、外務省経済協力局が在韓被爆者救護に強く反対していたという。股野は、名分に関して、日韓両国が事前になんらかの了解に達せねばならず、日韓両国でそれぞれ別の話ができれば、事業の推進自体が難しくなると指摘した。「救護事業は、あくまで韓国政府の責任の下で推進するということを大前提にし、日本政府が人道的見地から、これに協力するという形式にならねばならない」というのが、股野の考え方であった。これを受け、李在春は、外務部アジア局日本担当室の金炳連担当官に対して「我々としても日本外務省側を困らせず、国内的にも納得させられる「妙案」を準備しておくのがよいだろう」と報告した⁵⁶。

外務部アジア局日本担当官室は、駐日大使館から伝えられた日本側の反応を踏まえ、在韓被爆者救護問題に対する韓国の原則を確認し、名分に関する立場を整理した。そこでは、まず「請求権協定とは別に、人道的見地から韓日両国政府間で韓国人被爆者救護事業推進に関する原則的な了解は成立したが、事業推進の名分および規模で両国間の見解を調整する必要がある」としたうえで、名分について、こう指摘した⁵⁷。

本件は、請求権協定で法律論上には一応終結を見たと言える。しかし、日本政府（厚生省および労働省）は、韓国人被爆死亡者名簿を持っていなかったため、事実上、韓国人被爆者は最初から同協定に根拠を置いた対日民間請求権の適用対象から除外されていた。

請求権協定で解決済みとする外務部の立場に変化はなかったが、注目すべきは、「一応」との文言が付されていたことである。韓国外務部は、日本政府による名簿の未所有を理由に挙げ、在韓被爆者が日韓請求権協定の対象外とする新たな立場を示した。「一応」は、新たな立場を示すための布石を打つ文言であった。一方で、日本担当官室は、現実的に在外被爆者救護について、法律論から対日要求を行うことを困難視していた。日本担当官室では、日本は「人道的な責任」から韓国人被爆者救護事業を推進すべきとの方針がまとめられていた⁵⁸。この時点で、法律論上の責任からではなく、あくまで人道的な見地からの在韓被爆者救護実施という日本案の受け入れ方針が、外務部内で示されるようになっていた。

3. 渡日治療をめぐる日韓合意の成立

(1) 政治力による突破

1979年5月7日、韓国の与党・民主共和党（略称：共和党）政策委員会代表団は、自民党本部を訪れ、同党政務調査会（政調会）との政策懇談会に臨んだ。懇談会では、日韓経済協力が主要議題になっていたが、注目すべきは在韓被爆者問題も重要議題として懇談会のテーブルにあがっていたことであった。それは出席者の顔ぶれからも見て取ることができる。韓国側から共和党政策委員会委員長の具泰会ほか3名の国会議員および2名の事務局関係者が参加し、駐日韓国大使館の李在春が陪席した。日本側は、政務調査会会長の河本敏夫、副会長の木野晴夫、日韓議員連盟会長の毛利松平のほか、通産省や厚生省の政務次官ら合計29人が出席した。李在春や厚生政務次官といった在韓被爆者救護に携わる関係者が出席していたことは、在韓被爆者問題が、懇談会の重要議題となっていたことを明確に示していた。

懇談会の冒頭、挨拶に立った河本は、在韓被爆者問題について、次のように発言し、自民党としての積極的な対応姿勢を明確にした⁵⁹。

昨年政調会が釜山地区を訪問した際⁶⁰に、韓国には原爆被爆者の方がおられ、とくに釜山地区に多く、いまだ適当な治療が行われていないことをうかがって帰りました。この問題につきまして、わが国がいかなる協力が可能であるか、わが国政府関係者のあいだで目下検討中でございます。

河本は、在韓被爆者問題の担当者として木野を紹介した。これを受け、挨拶に立った木野は、1978年7月に江崎真澄会長(当時)を団長とする訪韓団が釜山を訪れた際、共和党政調会側から在韓被爆者救護支援(日本人専門医の訪韓、韓国人医師の広島での研修、日本での治療、韓国における専門病院の建設)が要請されたことを明らかにした⁶¹。さらに発言は、こう続いた⁶²。

ちょうどそのとき委員の一人としていきましたのが、橋本龍太郎現厚生大臣、ちょうどそういったほう

の専門家でございましたので、この問題はさっそくにでもしてやりたいと。むずかしい問題はいろいろございますが、人道的な見地からさっそくにしたいということ帰ってこられたわけです。

さらに木野は「橋本さんがいま厚生大臣でございますし、また河本政調会長からこういった問題は、人道的見地から早くやれということでございます」⁶³と発言するなど、在韓被爆者問題に対する橋本そして河本の積極的な姿勢を強調していた。

こうした積極性は、山崎拓厚生政務次官からも言及された。山崎は、政府として「積極的に対応してまいりたい」⁶⁴とし、「専門医師の相互交換等につきましては、早急に実施できる項目」⁶⁵であり、「重症患者の渡日治療」⁶⁶も人道的見地から積極的に対応しなければならないと述べた。与党・政府が在韓被爆者問題に積極的な姿勢を有していることは、韓国側に示されていたが、その背景に孫振斗裁判があったことは明らかであった。事実、山崎は共和党との懇談会にて「今日まで、日本国内に、国籍のいかんを問わず在住されます方々につきましては、全て被爆者援護対策の対象といたしまして、無条件で措置してまいったわけでございますが、外国に在住される被爆者の方々につきましては、新たな問題」⁶⁷とし、人道上的見地から、この問題に取り組む必要性を明言していた。

河本や木野、山崎の発言に対して、具は「人道的な面に対してのご厚意を示されているので、私達もうれしく思っております」⁶⁸と述べるなど、韓国側から好意的な反応が示された。

日本の与党政治家が示した在韓被爆者救護への積極的な姿勢と、それに呼応する韓国の与党政治家の対応が結びつくことで、具体的な救護策が実現に向けて大きく前進した。1979年6月8日、共和党政務委員会は、外務部として在韓被爆者問題の速やかな妥結という方針のもとで韓国政府案に則り、さらに積極的に対日交渉を行うべきとの姿勢を明確にした。韓国の新聞各紙は、韓国人被爆者の渡日治療が推進される見込みであることを一斉に報じた⁶⁹。被爆者救護の実施に対する韓国社会の期待が高まっていた。こうしたなか、再び自民党政調会による韓国訪問が計画された。

6月14日、自民党政調会は駐日大使館に対し、政調会訪韓団が、6月24日から3泊4日の予定で共和党側と経済問題を協議するため、韓国を訪れる予定であること。訪韓団は木野副会長および渡部恒三（政調会商工部会長）、政調会所属の専門調査員2名のあわせて4名から構成されることを知らせた⁷⁰。翌15日、自民党側は、再び駐日大使館に連絡し、政調会訪韓団に厚生省公衆衛生局の館山企画課長が追加されることを伝えた。駐日大使館は、訪韓団が在外被爆者救護についても協議しようとしており、館山が保社部を訪問する予定であることも把握した⁷¹。このように在韓被爆者問題を前進させようとする自民党政治家の積極的な動きに対して、韓国の与党・共和党も協力・推進しようとしていたが、外務部内では、このまま「前進」させてよいものか、戸惑いの声もあがっていた。

6月22日、外務省で李在春と股野との協議が開かれた。それは、5月7日に提示された韓国案に対する外務省の「公式反応」⁷²を示す場となった。股野は、まず日本政府の基本的な立場として、①在韓被爆者への補償に法的義務はなく、請求権問題は日韓請求権協定ですべて解決済みであり、②在韓被爆者への補償問題は、一次的には韓国政府が国内の厚生福祉問題として解決すべき問題であり、③日本も原爆の被害者であるため、韓国に責任を取らねばならないとは考えていないことを説明した。しかし、被爆者問題は「特殊な性格を持つ問題」である点を考慮し、在韓被爆者救護は、日韓経済協力の枠内で技術協力の一環として、人道的な見地から行うとの方針を伝えた。そこでは、救護の具体的な事業案として、韓国人医師の日本研修や日本人専門医の韓国派遣が挙げられたが、股野は韓国人被爆者の渡日治療には言及しなかった⁷³。

日本側の「公式反応」は、韓国側の期待に添うものではなかった。駐日大使は、個人的な見解としながらも、日本側の反応が韓国側の期待とは、かけ離れたものであったとし、ソウルの外務部は失望を感じるだろうとの報告を長官宛てに送った。報告は、期待外れの理由について、韓国側が、被爆者問題の特殊性と、人

道的な側面から日韓友好という大局的な次元で救護事業を推進しようとしている一方、日本側は過度に法律論に執着していることを挙げていた⁷⁴。そこには日韓請求権協定の解釈を含む法律論での厳密なアプローチから在韓被爆者救護を考える日本側の立場と、法律論よりも人道的な側面に注目して救護への協力を得ようとする韓国側の立場の乖離があった。だが、こうした乖離は、自民党と共和党という日韓与党間の結びつきによって生成された政治力によって埋められた。

(2) 合意に向けたラスト・スパート

1979年6月25日、共和党中央党舎にて「原爆被害者問題懇談」が開催された。共和党側から政策委員長の具泰会ほか共和党関係者8名に加え、保社部次官の朴スンナムおよび同部医政局長の張慶植が出席した。日本側出席者は、木野、政調会専門委員のオカモト・シントロウ（漢字不明）、厚生省の館山の3名であった。「懇談」は1時間で終了し、合意文である「メモ」への署名が行われた。「懇談」は、協議の場というよりも、むしろ日韓与党間の合意を示すセレモニーの色彩が強いものであったと考えられる。「メモ」は、日韓両国語で作成されていた。内容について、以下、日本語版から引用してみたい⁷⁵。

日本国自由民主党政務調査会と大韓民国民主共和党政務委員会、韓国内に居住する原爆被害者に関して、意見の交換を行い、次の点について合意をみた。なお、韓国側は原爆被爆者を治療する病院建立の為に、日本側が財政的、技術的支援をするやう、強く希望したことをつけ加える。

韓国側が強く要望し、日本側が難色を示していた病院建設支援は、両党間で合意にいたらなかった。それでは、何が合意されたのだろうか。「メモ」には、次のように記されている。

1. 韓国医師の日本派遣訓練

韓国医師（年内5名程度）を日本へ派遣し、技術訓練する

[注] 韓国側は、上記事業の5年程度の継続を強く希望した

2. 日本医師の韓国への派遣

原爆症治療の専門の日本医師団を韓国へ派遣し、在韓原爆被爆者の治療問題に関し、技術指導する

3. 在韓原爆被爆者の渡日治療

在韓原爆者の渡日治療に関し、原爆被爆者健康手帳の交付について、日本国は最大の便宜を図る

[注] 具体的方法については両政府でできるだけ早く打ち合わせするものとする

4. 以上の各項に関しては可能な事項から年内にも実施するものとする。

自民党政調会と共和党政務委員会との間で、3項目からなる在韓被爆者救護事業が合意された。それは、日韓間に横たわる難題が、政治力によって突破されていく姿を浮き彫りにするものであり、こうした政治力は、日韓両国のメディアを通じて、それぞれの社会に周知されていった。

政治レベルでの合意がなされて以後、日本の外務省、厚生省、韓国の外務部、保社部の四者は「メモ」をベースとして在韓被爆者救護の実現に向けて検討、協議を開始した⁷⁶。1979年7月11日、外務部は、原爆被害者救護事業に関する交渉法案をまとめ、保社部に提示した。それは、次の5項目から構成されていた⁷⁷。

・日本側が提示した「研修員の渡日」と「専門家の派韓」を受諾する

- ・上記、専門医交換の附随事業として技術協力の範囲内で医療機資材導入に関して、日本側と交渉する。
- ・技術協力の範囲外で患者の渡日治療を推進する
- ・病院建立および自活対策は国内状況を見て、今後、推進する
- ・上記事項中、実施可能なものは今年中に開始する

8月6日、保社部は外務部に対して、以上の5項目からなる方針について異議がないことを伝えた⁷⁸。22日、保社部医政二課長と外務部日本担当官は、韓国政府案の修正について協議し、下記の事項に関して口頭合意をみた⁷⁹。

1. 病院建立および自活対策は、わが国の状況を見て、今後、推進する方向に努力することを必要な際には、日本側に表明する
2. 病院建立および既存の病院補強に必要な医療装備のうち、通常装備は韓国側が負担し、特殊専門装備は日本側が技術協力のかたちで専門医交換事業に随伴し、提供する
3.
 - ・韓国専門医の派日経費のつき 2500 ドルを月 4000 ドルに修正し、韓日両国の医師の待遇を同等にする
 - ・両国専門医の交換期間を 4 年から 5 年に延長する
 - ・上記、2 項および 3 項の結果、専門医交換経費は当初の総額 7 億 6000 万ウォン（156 万ドル）から総額 12 億ウォン（240 万ドル）になる。
4.
 - ・渡日患者の選定は保健社会部長官が推進し、日本側が認定する（派韓の日本専門医の認定を含む）
 - ・渡日患者の総数を制限せず、年間 100 名以内で必要な時まで渡日治療を受けるものとする

口頭修正された対日交渉案は、より具体的な要請を含むものとなっていた。この内容は、翌 23 日に訓令を通じて駐日大使館に伝えられ、ただちに日本との交渉にあたるよう指示された⁸⁰。合意された救護策を進めていくには具体的な詰めの作業が必要であった。保社部が、直接、日本との協議に乗り出した。

1979 年 9 月 4 日、保社部は「韓日両国間で懸案問題となっている原爆被害者救護問題の解決のために、韓日両国政府の実務者が具体的な協議をしようとの日本国厚生省（公衆衛生局長）の要請」を受け、保社部医政局長の張慶植と、共和党政務委員会専門委員の金ヨンギの 2 名を日本に出張させる件について、外務部に協力を要請した⁸¹。張と金は、9 月 17 日から 20 日まで日本を訪問し、東京で厚生省の田中公衆衛生局長や自民党の土屋義彦副幹事長との協議に臨んだあと、広島市の平和記念資料館や広島原爆病院などを視察した。協議は、いずれも渡日治療の規模や対象者選抜、費用負担に関する実務的な内容をもつものであった⁸²。

保社部による対日協議と並行して、外務部も対日交渉を続けていた。9 月 13 日、外務省は、外務部に対して、技術協力として行う医師交換事業について予算上、年度内の実施が困難との見解を示す一方、渡日治療は厚生省の予算が用いられるため今年度中に可能であるとの考えを伝えた⁸³。外務省は医師交換に難色を示していた。

10 月 9 日、外務省で股野と李在春との協議が開かれた。股野から韓国人医師の渡日研修および日本専門医による韓国での治療は、技術協力の範囲で可能であり、渡日治療は、技術協力とは異なる次元から日本の現行法令の範囲で可能である。だが、日本人専門医の韓国派遣に伴う特殊な医療装備の提供は技術協力の限界を超えているため不可能であることが伝えられた⁸⁴。このことは、外務省が、韓国側が求める医師交換を受け入れ、原爆症治療に必要とされる特殊な医療装備の提供は拒否したことを示していた。日韓両政府は、

このラインに沿って最終的な合意を目指した。

11月29日、日韓両政府は、在韓被爆者救護に関する措置について、ようやく合意に達した。合意内容は、①渡日治療の実施、②韓国人医師の渡日研修、③日本人専門医の派韓治療となっていた。それは「これまで民間レベルの善意によってだけ、細々と続けられて来た在韓被爆者救済事業が、政府レベルでも35年近く過ぎたいま、ようやく本格化するもの」⁸⁵と評された。合意に基づき、さらに実務交渉が重ねられた末、1980年11月17日、渡日治療のテストケースとして、韓国人被爆者10人が来日した。以後、6年間で349人が渡日治療のために来日した。

おわりに

本稿は、主として韓国側の史料を用いて、1960年代から70年代にかけて展開した在韓被爆者救護をめぐる日韓交渉について分析を試みた。そこから浮かび上がる、いくつかの特徴的な姿について見ておきたい。

第一に、法解釈に対する韓国外務部と日本外務省の姿勢の相違である。外務部は、日韓請求権協定を厳格に解釈し、自らの立場を示そうとする外務省に対して、法律論に執着しているとして不満を抱いていた。法律論にこだわるのではなく、とにかく人道的な措置として、まず在韓被爆者救護を実施すべきというのが韓国側の立場であった。在韓被爆者問題をめぐる日韓交渉は、こうした立場の相違を埋めるプロセスであった。

第二に、日韓外交当局者間に歴史認識をめぐる対立が見られなかったことである。被害者団体は、植民地支配や労務動員をめぐって日本に補償要求を行っていた。だが、外務部は、日韓請求権協定によって解決済みとする立場をとっていたため、対日補償要求を行わず、あくまで人道的な措置としての支援を求めている。「解決済み」とする立場は、金の先行研究でも示されているように、日本側の立場と一致するものであった。それは、日韓外交当局者間で、過去をどのように評価し、認識するのかをめぐって、大きな隔たりが顕在化していなかったことを示唆するものであった。だが、日韓国交正常化から10年以上経った1970年代後半になると、外務部は名簿の不存在を理由に、それまでの立場に修正を加える文言を唱え始めた。とはいえ、この時点では、外務部が立場を変更したとは言い切れない。立場の変更が、どの時点からなされたのか、そして、それに伴って浮き彫りになる歴史認識をめぐる対立の動態については、今後のさらなる検討が必要であろう。

第三に、在韓被爆者救護をめぐる外務部の対応に、冷戦の論理が構造化されていたことである。外務部は、在韓被爆者支援に「左翼人士」が関与することを強く警戒し、実際、「左翼人士」とみなした日本人弁護士を解任していた。こうした警戒は、南北朝鮮の厳しい対立と、それを取り巻く冷戦によって生み出されたものであり、外務部の対応は、それを析出させるものとなっていた。

第四に、外務省は、対韓交渉において、日韓請求権協定によって解決済みとする立場を貫きながらも、なんとか韓国側の要望を実現させようと努力していたことである。それは「名分」を探すことに苦心していた様子からもうかがえる。日本側の立場を維持しながら、救済事業の実現への道が模索され、その結果として、人道的な見地から経済支援という形を用いるという方法が編み出されたのであった。努力や苦心の痕跡について、今後は、日本外務省の外交文書を収集・分析することで、さらに立体的に検討していく必要があるだろう。

第五に、政治家の役割についてである。韓国側が認識しているように、韓国人被爆者が日本の政治家と直接、面会したことが、在韓被爆者救護事業を前進させるうえで、重要な契機となっていた。さらに自民党政調会に見られた救護事業への積極的な姿勢と、それに呼応する共和党政政治家によって下支えされた日韓与党間の協調が、日韓外交当局者間に見られた立場の相違を埋め、「難題」を突破していく原動力になっていた。日韓関係を前に進める政治家の意欲は、どのようにして生まれ、いかなるものであったのかを分析することは、多くの難題をかかえる日韓関係の突破口を見つけることにも接続されている。

以上、見てきたように、在韓被爆者問題について「問題」として発見し、救護事業を実現させるための日韓合意が成立するプロセスにおいて、日韓の外交当局だけでなく、双方の政治家も重要な役割を果たしていた。だが、看過してならないのは、このプロセスを支えた市民運動やメディアの存在である。こうした日韓関係を構成する多様なアクターにも目配りをしながら、さらに分析時期を拡張して在韓被爆者問題を考察することで、日韓関係の構造とメカニズムを照らしだしていくことが、今後の課題となる。

¹ 「11 韓国人原爆犠牲者慰霊碑」http://www.pcf.city.hiroshima.jp/virtual/VirtualMuseum_j/tour/ireihi/tour_11.html (2022年2月15日：確認)

² 「埋もれた名前<6>朝鮮半島出身者 多数犠牲、解明には壁」『中国新聞』(2019年12月4日付) https://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment_id=593904&comment_sub_id=0&category_id=1183 (2022年2月15日：確認)

³ 「【ヒロシマの空白 被爆75年】朝鮮人被爆死、把握漏れ 広島市、45年末まで相当数か」『中国新聞』2020年6月8日付 (https://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment_id=650391&comment_sub_id=0&category_id=1183) (2022年2月15日：確認)

⁴ 「憲法裁判所決定(原爆被害者)仮訳」(日本弁護士連合会) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/saibanrei_03.pdf (2022年2月15日：確認)

⁵ https://hpmmuseum.jp/modules/exhibition/index.php?action=DocumentView&document_id=146&lang=jpn (2022年2月15日：確認)

⁶ 主な文献として、『在韓被爆者問題を考える』在韓被爆者問題市民会議(代表/高木健一)、1988年、凱風社。市場淳子『ヒロシマを持ちかえた人々ー「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』新装増補版、2005年、凱風社。辛亨根・川野徳幸「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」『広島平和科学』34、2012年。辛亨根「韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究ー特に韓日間草の根協力を注目して」広島大学大学院国際効力研究科博士学位論文、2014年9月。鄭美香「忘れられた被爆者ー在韓被爆者の歴史と先行研究」『社会学論集』Vol.30、早稲田大学大学院社会科学部、2017年9月など。

⁷ 中国新聞による一連の報道のほか、鄭美香「忘れられた被爆者ー在韓被爆者の歴史と先行研究」『社会学論集』Vol. 30、2017年9月など。

⁸ 高橋優子「二つの朝鮮人被爆者協議会」『現代韓国朝鮮研究』現代韓国朝鮮学会、第18号、2018年11月、伊藤孝司『ヒロシマ・ピョンヤンー棄てられた被爆者』風媒社、2010年など。

⁹ 太田修「二重の被害をめぐる政治：日韓国交樹立と在韓被爆者」『歴史評論』(788)2015年12月。金丞垠「在韓原爆被害者問題に対する韓日両国の認識と交渉態度(1965~1980)」『亜細亜研究』第5巻2号、高麗大学亜細亜問題研究所、2012年

¹⁰ 太田、前掲論文

¹¹ 太田、前掲論文

¹² 「李鍋殿下御戦死 作戦任務遂行中 廣島の空爆で御負傷」『京城日報』1945年8月9日付

¹³ 「広島最後の日ー在日韓国人が経験した広島最後の手記」『新天地』、1950年1月号、ソウル新聞社

¹⁴ <http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0033443> 『韓国民族大百科事典』韓国学中央研究院(2022年2月11日：確認)

¹⁵ 拙稿「南北朝鮮の原子力開発ー分断と冷戦のあいだでー」『原子力と冷戦ー日本とアジアの原発導入』加藤哲郎、井川充雄編、花伝社、2013年

¹⁶ 「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、フレーム番号(以下、Fと略記する)11、韓国外務部外交文書、外交史料館、ソウル(以下、F番号が付されている史料は、すべて韓国外務部外交文書となる)

¹⁷ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F11

¹⁸ 太田、前掲論文

¹⁹ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F12

²⁰ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²¹ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²² 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²³ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²⁴ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²⁵ 「韓国にもいる原爆被爆者 特派員の日」『朝日新聞』1968年3月28日付など。

²⁶ 「韓国人の被爆者に友情のカンパ 広島の子高生 原爆被災者援護」『朝日新聞』1968年1月16日付

²⁷ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F13

²⁸ 前掲「面談記録：我が国の原爆被害者救護問題」1968年3月8日、F14

- ²⁹ 「原爆被害者救護問題」1968年3月9日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F9-10
- ³⁰ 「シン東北亜課長と駐韓日本大使館三谷参事官との面談要録」1968年4月17日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F18-19
- ³¹ 「「冤魂23年」を慰める」『韓国日報』1968年8月7日付
- ³² 「原爆被害者の悲しみ」『韓国日報』1968年8月7日付、「忘却されている国内の原爆被害者」『朝鮮日報』1968年8月7日付
- ³³ 「陳情書」韓国原爆被害者援護協会、会長 洪淳鳳『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F57-61
- ³⁴ 金丞垠、前掲論文
- ³⁵ 「電報」外務部長官から駐日大使宛、1968年10月8日、WJA-1087、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F101
- ³⁶ 「電報」駐下関領事から長官宛、SIW-1008、1968年10月14日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F114
- ³⁷ 「電報」駐下関領事から長官・中央情報部長宛、SIW-1013、1968年10月18日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F125
- ³⁸ 『韓国原爆被害者調査報告』3頁、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F201
- ³⁹ 前掲『韓国原爆被害者調査報告』6頁、F204
- ⁴⁰ 前掲『韓国原爆被害者調査報告』6頁、F204
- ⁴¹ 前掲『韓国原爆被害者調査報告』5頁、F203
- ⁴² 「医師団派遣についての要請」被爆者救護日韓協議会議長村上忠敬から駐下関韓国領事宛、1971年6月15日、『韓国人原爆被害者救護、1968-1971』C-0044-19、F217-218。日本の市民団体による救護活動や在韓被爆者との連帯については、金鍾勳「韓国被爆者に対する市民団体の援護活動－孫振斗裁判と日本市民団体の結成」『地球社会統合科学研究』九州大学大学院地球社会統合科学府、第11号、2019年などを参照。
- ⁴³ 「韓国の被爆者に補償を 代表、首相へ要望書、“医療法”適用など5項目」『中国新聞』1972年8月31日付
- ⁴⁴ 「外国人被爆者全体を特別立法で救済 市民の会に外相、必要を表明」『朝日新聞』1972年10月9日付
- ⁴⁵ 「要望書」『朝日新聞』1972年8月30日付
- ⁴⁶ 「外国人被爆者全体を特別立法で救済－市民の会に外相、必要を表明」『朝日新聞』1972年10月9日付
- ⁴⁷ 「電文」駐日大使から長官宛、JAW-11144、1972年11月7日、『韓国人原爆被害者救護、1972-73』C-0064-02、F123
- ⁴⁸ 「韓国原爆被害者救護問題」アジア局東北アジア課、1972年11月9日、『韓国人原爆被害者救護、1972-73』C-0064-02、F126-128
- ⁴⁹ 「韓国被爆者の実態 政府、調査に乗出す 2万人の医療救済へ 原爆被災」『朝日新聞』1972年12月15日付
- ⁵⁰ 「韓国人原爆被害者の救護問題に関する交渉指針」『韓国人原爆被害者の救護問題』JAW-11144 および 12419、1973年1月16日、『韓国人原爆被害者救護、1972-73』C-0064-02、F192-193
- ⁵¹ 「面談要録」1973年7月6日、『韓国人原爆被害者救護、1972-73』C-0064-02、F247
- ⁵² 「原爆被害者救護問題」民主共和党政務委員会、1979年6月8日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F143-145
- ⁵³ 「原爆被害者救護問題に関する日本側との交渉経過」『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F93
- ⁵⁴ 前掲「原爆被害者救護問題に関する日本側との交渉経過」、F94
- ⁵⁵ 「電文」（原爆被害者救護）駐日大使から長官宛、JAW-05222、1979年5月10日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F62
- ⁵⁶ 「電文」李在春から金ビョンホン日本担当官宛、SVC-0501、1979年5月10日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F90
- ⁵⁷ 「原爆被害者救護問題に関する日本側との交渉経緯」電文（原爆被害者救護）保健社会部長官宛、1979年5月21日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F97
- ⁵⁸ 前掲「原爆被害者救護問題に関する日本側との交渉経緯」、F97
- ⁵⁹ 『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』自由民主党政務調査会、1979年5月8日、7頁、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F70
- ⁶⁰ 1978年には、自民政調会関係者による訪韓は二度、実施された。2月22日から四日間の予定で自民政調副会長の山内一郎を団長とする調査団が韓国に派遣された。韓国の民主共和党政務委員会の招待によるものであった（「22日から自民政調訪韓団を派遣 自由民主党」『朝日新聞』1978年2月15日付）。同年7月には、自民党の江崎真澄政調会長ら一行も韓国を訪問した（「自民訪韓団ソウル着」『朝日新聞』1978年7月14日付）。ここで言及されている釜山訪問は、後者の訪韓の際に行われたものである。
- ⁶¹ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』14頁、F77
- ⁶² 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』16頁、F78
- ⁶³ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』17頁、F80

- ⁶⁴ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』15頁、F78
- ⁶⁵ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』16頁、F79
- ⁶⁶ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』16頁、F79
- ⁶⁷ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』16頁、F79
- ⁶⁸ 前掲『自由民主党政務調査会、民主共和党政務委員会 政策懇談会記録』17頁、F80
- ⁶⁹ 「韓国人被害者2万3千名 日本で治療を受けられる見込み」『朝鮮日報』1979年6月8日付、「韓国原爆被害者2万名 日本で治療費負担」『中央日報』1979年6月8日付、「韓国人被爆者 渡日治療推進」『東亜日報』1979年6月9日付
- ⁷⁰ 「電文：自民党政調会訪韓」駐日大使から長官宛、JAW-06304、1979年6月14日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F149
- ⁷¹ 「電文：自民党政調会訪韓」駐日大使から長官宛、JAW-06338、1979年6月15日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F150
- ⁷² 「原爆被害者救護問題」(73.7.7)『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F185
- ⁷³ 「電文：原爆被害者救護」駐日大使から長官宛、JAW-06511、1979年6月22日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F158-159
- ⁷⁴ 前掲「電文：原爆被害者救護」駐日大使から長官宛、JAW-06511、F158-159
- ⁷⁵ 「メモ」『韓国人原爆被害者救護、1979』F169-170
- ⁷⁶ 1979年7月11日付「書簡」(厚生省公衆衛生局長・田中明夫から保社部医政局長・張慶植宛)は、厚生省では与党間で合意した事項についての検討作業を開始しており、具体化に向けて実務的な詰めを行う必要から、できるだけ早い適当な時期に、保社部の担当官が訪日し、協議の機会を持ちたいとの要請を、保社部に行っていた。『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F183
- ⁷⁷ 「原爆被害者救護事業」(79.7.11) 亞洲局日本担当官室、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F204-205
- ⁷⁸ 「電文：原爆被害者救護」保社部長官から外務部長官宛、1427-10751、1979年8月6日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F220
- ⁷⁹ 「面談記録」、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F226-227
- ⁸⁰ 「電文：原爆被害者救護」日本担当官室から保社部長官宛、重日700、1979年8月30日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F231-232
- ⁸¹ 「原爆被害者救護問題実務容疑のための関係官派日にかかる協調依頼」保社部長官から外務部長官宛、1979年9月4日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F235
- ⁸² 「原爆患者渡日治療に関する実務協議出張」『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F243-F245
- ⁸³ 「電文：原爆被害者救護」重日700、1979年9月20日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F251-252
- ⁸⁴ 「電文」駐日大使から長官宛、JAW-010260、1970年10月11日、『韓国人原爆被害者救護、1979』2009-11-09、F260-261
- ⁸⁵ 「在韓被爆者 来年、60人を渡日治療 韓日両政府が合意 医師の派韓・研修にも」『統一日報』1979年11月30日付